

厚生労働省の定める掲示事項

I. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び、栄養管理体制の基準を満たしております。

※医療安全管理室を設置して事故防止、安全な医療の確保に努め、患者さまにもご利用いただけるようにしております。

II. DPC 対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる“DPC 対象病院”となっております。

※医療機関別係数 1.6012（基礎係数 1.0451＋機能評価係数Ⅰ 0.4213＋機能評価係数Ⅱ 0.1103＋救急補正係数 0.0245）

III. 明細書発行体制について

当病院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるもので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方へ発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

IV. 入院期間が180日を超える場合の費用の徴収

同じ症状による通院のご入院が180日を超えますと、患者さんの状態によっては健康保険料からの入院基本料15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養対象となり特定療養費（1日につき2,640円税込）として患者さんの負担となります。

V. 入院食事療養費について

当病院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食：午前8時、昼食：午後12時、夕食：午後6時）、適温で提供しています。

入院食事療養費に標準負担額（1食につき）

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）	
●一般（下記以外）	●一般（下記以外）	490円 ●（例外）指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等 280円	
●低所得者（住民税非課税）	●低所得者Ⅱ（※1）	過去1年間の入院期間が90日以内	230円
		過去1年間の入院期間が90日超	180円
該当なし	●低所得者Ⅰ（※2）	110円	

※1 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※2 低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得は必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者、あるいは高齢福祉年金受給権者

VI. 栄養サポートチーム加算について

当院は栄養サポートチーム加算を算定しております。栄養に関する専門チーム「NST」により、栄養管理の必要な患者さんに対して最善の方法で栄養状態の改善、また向上できるよう支援しております。

VII. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用推進について

厚生労働省の後発医薬品推進の方針に従って、当院でも後発医薬品の使用に積極的に取り組んでおります。後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分安全な情報提供・安定供給等の条件、当院の条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。後発医薬品への変更について、ご理解ご協力をお願いいたします。

VIII. 入退院支援について

当院は患者さんが安心できる退院をめざし、入院早期より住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、退院先と一緒に考えていきます。

IX. 下肢末梢動脈疾患指導管理加算について

当院は下肢末梢動脈疾患指導管理加算を算定しております。慢性維持透析を実施している患者さん全員に対して下肢末梢動脈疾患の状態を把握し、療養上必要な指導や管理を行い、患者さんやご家族への説明をしております。